

特記仕様書

1. 調査木については、収穫調査委託仕様書第 17 により実施するとともに、ナンバーテープで標示（ホッチキス針 10mm 以上を使用、2 針止め）すること。

2. この物件については標準地調査であることから、収穫調査委託仕様書に定めるほか、以下について調査し、報告すること。

（1）標準地設定に当たっては、現地林分を十分踏査し設定すること。

また、標準地の区域標示については、外縁木に青色テープ等で標示（私有地に隣接している場合は、内縁木に標示）すること。

（2）調査区域内の標準地の位置及び林地状況（植栽木生育状況、除地、崩壊地状況）を図面（縮尺 5,000 分の 1）に記載し作成すること。